

第1号通所事業(通所介護相当サービス)・通所介護 重要事項説明書別紙

令和5年4月1日現在
あすなろデイサービス 三郷

●介護保険給付対象サービスの内容及び利用料金

1. サービスの内容

[以下のサービスは介護保険のサービス利用にかかる自己負担額(1～3割負担部分)に含まれたサービスです]

第1号通所事業		通所介護
共通的サービス	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活上の支援 アクティビティ (集団的に行うレクリエーション、創作活動等の機能訓練) ※ 具体的なサービス(送迎・食事・入浴等)についてはご相談ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 送迎 食事の介助(食事時間:12時00分～) 入浴又は清拭介助 排せつ介助 アクティビティ (集団的に行うレクリエーション、創作活動等の機能訓練)
選択的サービス	<ul style="list-style-type: none"> 運動機能向上サービス 口腔機能向上サービス ※ 必要と認められる利用者に対して個別の計画に基づいて実施します。双方、またはいずれかのサービスを選択して利用して頂きます。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別機能訓練 (基本的には個別の計画に基づいて実施します。基本的には全員を対象とします。) 口腔機能向上サービス (必要と認められる利用者に対して個別の計画に基づいて実施します。)

2. 利用料金

(1)第1号通所事業(介護保険給付対象サービスは全て月額です)

1単位当たりの単価(6級地)

10.27

算定項目			1ヶ月当たりの利用料金(円)	自己負担額(円)		
サービス内容	単位数	発生区分		1割	2割	3割
第1号通所事業費Ⅰ(要支援1)	1672	1月	17,171	1,718	3,435	5,152
第1号通所事業費Ⅱ(要支援2)	3428	1月	35,205	3,521	7,041	10,562
サービス提供体制強化加算(要支援1)	24	1月	246	25	50	74
サービス提供体制強化加算(要支援2)	48	1月	492	50	99	148
サービス提供体制を特に強化して基準を満たし届出を行った介護事業所に対して算定される加算						
生活機能向上グループ活動加算	-	1月	-	-	-	-
外部のリハビリ専門職が自宅を訪問する時に、訪問介護事業所のサービス提供責任者が同行するなどして共同でアセスメントを行い、訪問介護計画書を作成し、その後3か月間PT等と連携して訪問介護を行った場合に算定される加算						
運動器機能向上加算	-	1月	-	-	-	-
要支援者が要介護状態になることを防止し、できるだけ長く自立した日常生活を送れるようにすることを目的としており、個別に実施されるサービスに対して算定される加算						
若年性認知症利用者受入加算	-	1月	-	-	-	-
若年性認知症利用者を受け入れ、個別ニーズに応じたサービス提供した場合に算定される加算						
栄養アセスメント加算	-	1月	-	-	-	-
利用者の栄養状態のアセスメントを管理栄養士と連携して行い、本人及び家族に結果を説明すること、厚生労働省に情報提供を行うことで算定される加算						
栄養改善加算	-	1月	-	-	-	-
低栄養状態にある利用者、または、そのおそれのある利用者に対して、栄養状態の改善を図ることを目的としています。利用者一人ひとりに栄養に関する食事相談などの栄養管理を行うことで、算定される加算						

口腔機能向上加算	-	1月	-	-	-	-
口腔機能が低下している利用者、または、その恐れのある利用者の口腔機能の向上を目的としており、その利用者に個別で、口腔清掃の指導や、摂食・嚥下機能に関する訓練など、適切な指導が実施されているかを認められた場合に算定される加算。厚生労働省に情報提供を行うと上位区分(160単位)が算定できる。						
生活機能向上連携加算	100	1月	1,027	103	206	309
外部のリハビリ専門職(PT、OT、ST)と連携して、利用者の身体の状態などの評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成に基づいたサービスを提供した場合に算定される加算。外部の専門職が訪問してサービスを実施する場合は上位区分(200単位)が算定できる。						
口腔・栄養スクリーニング加算	5	1回	51	6	11	11
利用開始時及び利用中6月ごとに利用事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定される加算。口腔機能向上加算・栄養改善加算と併用していない場合は、上位区分(20単位)が算定できる。						
科学的介護推進体制加算	40	1月	410	41	82	82
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状態等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している体制を構築している場合に算定される加算						
介護職員処遇改善加算自己負担月額	5.90%	1か月につき全ての利用負担額の5.9%				
介護職員の職場定着のための取り組みとして介護職員の賃金の改善等を実施している事業所が、サービス提供を行った場合に算定される加算						
介護職員特定処遇改善加算自己負担月額	1.20%	1か月につき全ての利用負担額の1.2%				
特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員の賃金を全産業の平均年収へ引き上げるための取り組みとして介護職員の賃金の改善等を実施している事業所が、サービス提供を行った場合に算定される加算						
介護職員等ベースアップ等支援加算自己負担月額	1.10%	1か月につき全ての利用負担額の1.0%				
介護職員等の賃金を引き上げるための新たな取り組みとして介護職員等の毎月決まって支払われる賃金の改善を実施している事業所が、サービス提供を行った場合に算定される加算						

※ 標準的な利用回数は通所Ⅰ(要支援1)が週1回程度、通所Ⅱ(要支援2)が週2回程度ですが、利用回数によって自己負担額が変わることはありません。

(2) 通所介護

1単位当たりの単価(6級地)

10.27

算定項目			1日当たりの利用料金	自己負担額			
サービス内容	単位数	発生区分		1割	2割	3割	
地域密着型 通所介護	要介護1	750	1日	7,702	771	1,541	2,311
	要介護2	887	1日	9,109	911	1,822	2,733
	要介護3	1028	1日	10,557	1,056	2,112	3,168
	要介護4	1168	1日	11,995	1,200	2,399	3,599
	要介護5	1308	1日	13,433	1,344	2,687	4,030
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	1日	225	23	45	68	
サービス提供体制を特に強化して基準を満たし届出を行った介護事業所に対して算定される加算							
入浴介助加算Ⅰ	40	1日	410	41	82	123	
デイサービス(通所介護)における、入浴中の利用者の観察を含む、介助を行う場合に算定される加算。居宅における入浴を行うことを目的にした場合は、上位加算(55単位)となる。							
認知症加算	60	1日	616	62	124	185	
要件を満たし届出を行った通所介護事業所が、認知症の要介護者に対してサービスを行った場合に算定される加算							
中重度者ケア体制加算	-	1日	-	-	-	-	
介護度が中重度の者であっても、住み慣れた土地で長く暮らせる様に、介護事業が中重度者の受け入れ態勢を整えることによる算定される加算							
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	1月	1,027	103	206	309	

外部のリハビリ専門職(PT、OT、ST)と連携して、利用者の身体の状況などの評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成し、それに基づきサービスを提供した場合に算定される加算。外部の専門職が訪問してサービスを実施する場合は上位区分(200単位)が算定できる。						
個別機能訓練加算 I	56	1日	575	58	115	173
機能訓練指導員を配置し、利用者(入所者)に対して個別機能訓練計画書を作成、その計画に基づき機能訓練を実施して、効果や実施方法を評価する取組により算定される加算。機能訓練指導員が提供時間を通して配置している場合は上位区分(85単位)が算定できる。						
ADL維持等加算 I	30	1月	308	31	62	93
ご利用者の心身機能の重度化を防止し、機能を維持できているかを評価することで算定される加算						
栄養アセスメント加算	-	1月	-	-	-	-
低栄養状態にある利用者、または、そのおそれのある利用者に対して、栄養状態の改善を図ることを目的としています。利用者一人ひとりに栄養に関する食事相談などの栄養管理を行うことで、算定される加算						
口腔・栄養府クリーニング加算 I	5	1回	51	6	11	11
利用開始時及び利用中6月ごとに利用事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定される加算。口腔機能向上加算・栄養改善加算と併用していない場合は、上位区分(20単位)が算定できる。						
口腔機能向上加算 I	150	1月	1,540	154	308	308
口腔機能が低下している利用者、または、その恐れのある利用者の口腔機能の向上を目的に、個別で口腔清掃の指導や、摂食・嚥下機能に関する訓練など、適切な指導が実施している場合に算定される加算。1月2回を限度で3月以内の期間。厚生労働省に情報提供を行うと上位区分(160単位)が算定できる。						
科学的介護推進体制加算	40	1月	410	41	82	82
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している体制を構築している場合に算定される加算						
若年性認知症利用者受入加算	60	1日	616	62	124	124
若年性認知症利用者を受け入れ、個別ニーズに応じたサービス提供した場合に算定される加算						
介護職員処遇改善加算 I 算自己負担月額	5.90%		1か月につき全ての利用負担額の5.9%			
介護職員の職場定着のための取り組みとして介護職員の賃金の改善等を実施している事業所が、サービス提供を行った場合に算定される加算						
介護職員特定処遇改善加算 I 自己負担月額	1.20%		1か月につき全ての利用負担額の1.2%			
特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員の賃金を全産業の平均年収へ引き上げるための取り組みとして介護職員の賃金の改善等を実施している事業所が、サービス提供を行った場合に算定される加算						

●介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料金

食事の提供に伴う食費	昼食800円、おやつ120円
希望により通常要する時間を超えてのサービス利用	30分あたり500円
通常の事業の実施地域外への送迎	通常の事業の実施地域を越えた地点から20km未満 片道500円 通常の事業の実施地域を越えた地点から20km以上 片道800円
日常生活に要する費用(レクリエーション材料費、日常生活に必要な物品の購入費)	レクリエーション・クラブ活動の参加費、オムツ代等 例)パッド1枚60円、リハビリパンツ・おむつ1枚150円

※ サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、又は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は該当サービスの利用料金を変更させて頂くことがあります。